

よくあるご質問（FAQ・後付け装置取扱事業者／その認定申請者用）

3月23日時点

※このコーナーは、後付け装置取扱事業者の認定に関する質問と回答をまとめたものです。

補助金交付申請自体に関わる質問については、下記の URL をご参照ください。

〔自家用〕 [http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl\\_data/support-car\\_jikayou\\_faq.pdf](http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/support-car_jikayou_faq.pdf)

〔事業用〕 [http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl\\_data/support-car\\_jigyoyou\\_faq.pdf](http://www.cev-pc.or.jp/support-car/dl_data/support-car_jigyoyou_faq.pdf)

| 項目                             | 問  | 回答  |
|--------------------------------|--|---|
| <b>1. 後付け装置取扱事業者の要件、実施事項など</b> |  |   |
| 1                              | 後付け装置の商流に一次卸・二次卸など複数の業者が関与しますが、後付け装置取扱事業者には誰が申請すればよいですか。 | 後付け装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有しているのであれば申請可能です。ただし、一次卸・二次卸など複数の業者が関与する場合に、申請の形態（製造事業者と店舗、一次卸と店舗など）によっては販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有していることの確認が難しいため、設置を行う店舗等に商品を卸している業者（商流における店舗等の直近上位の業者）が後付け装置取扱事業者として申請することを推奨しています。商流及び体制上での形態で申請するのが良いかは取り扱う（または取り扱いたい）製品によりますので、まずは取り扱う（または取り扱いたい）製品の製造事業者にご相談ください。                                   |
| 2                              | 個々の取付け業者が後付け装置取扱事業者に申請することはできますか。                        | 後付け装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有しているのであれば申請可能です。ただし、個々の取付け事業者については、商流上の問題から後付け装置の販売に係る設備及び体制を有していることの確認が難しいケースがあるため、設置を行う店舗等に商品を卸している業者（商流における店舗等の直近上位の業者）が後付け装置取扱事業者として申請することを推奨しています。この場合、事業者が複数の取付け事業者に商品を卸していますので、複数の取付け事業者を束ねて申請いただくこととなります。また、商流及び体制上での形態で申請するのが良いかは取り扱う（または取り扱いたい）製品によりますので、まずは取り扱う（または取り扱いたい）製品の製造事業者にご相談ください。 |
| 3                              | 取付けから1年以内に処分（譲渡、廃棄など）された場合、誰に対して補助金の返還が求められることとなりますか。    | 取付けから1年以内に処分された場合には、補助金の交付決定が取り消され、補助金の交付先である取扱事業者に補助金の返還を命ずる場合があります。この場合、取扱事業者は、取付け時の誓約事項に基づき、購入者から補助金相当額の返還を求めることとなります。   |

| 項目                                   | 問   | 回答  |
|--------------------------------------|---|---|
|                                      |   | <p>ます。</p> <p>※（自家用）交付規程第7条第2項第4号及び第9号、第17条参照</p> <p>（事業用）交付規程第7条第2項第3号及び第8号、第17条参照</p>   |
| 4                                    | <p>取付け及び支払いが完了したのち補助金申請をし、予算がなくなり補助が終了した場合はどうなりますか。</p>   | <p>HP等において予算の消化状況の見える化を進めるとともに、例えば、後付け装置については、予算の消化状況を踏まえて前もって補助対象となる取付けの期限を設けるなど、適切な対応を検討していきます。</p>   |
| 5                                    | <p>卸売業者は、通常、お客様の個人情報を取扱う立場にありません。後付け装置取扱事業者になるにあたって、どうすればよいでしょうか。</p> <p>追加質問）交付申請書や運転免許証・車検証写しについて、取扱事業者や店舗等で保管する必要はありますか。</p> | <p>個人情報の取扱いについては、情報を取扱う個々の事業者におかれ、個人情報保護に関する体制を整えていただく必要があります。取扱事業者になることにより、必ずお客様の個人情報を取扱うこととなりますので、ご注意ください。</p> <p>追加回答）交付決定までは、申請内容についてお伺いすることがありますので、保管願います。</p>   |
| <b>II. 店舗等（取付け事業者、店舗等）の要件、実施事項など</b> |   |   |
| 1                                    | <p>サポカー補助金において、取付けを実施する店舗等の要件はどのようなものですか。</p>   | <p>補助金交付の取付け店舗等として認定を受ける要件としては、後付け装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有していること（※）となります。具体的には、各店舗等が、国交省の先行個別認定を受けている製品の製品事業者等（例：データシステム、サン自動車）から取付け事業者として承認及び登録されている必要があります。</p> <p>これを満たしているかどうかは、各製造事業者にご確認ください。</p> <p>※交付規程3条9号イ参照</p> |
| 2                                    | <p>後付け装置製造業者（メーカー）と後付け装置の取扱いについて合意しているが、「同意書」をメーカーに提出済だが、サポカー補助金の取付け業者（店舗等）として認められますか。</p>                                      | <p>合意や同意書提出が済みである場合にも、その事業者（店舗等）が、国交省の先行個別認定における取付け事業者としてメーカーから国交省に申請し、承認・登録されていない場合には、メーカーから国交省への取付事業者追加のための変更届の提出が必要となります。これが完了していなければ、店舗等として認定されません。完了しているかどうかは、メーカーにお問合せください。</p>   |

| 項目                              | 問  | 回答   |
|---------------------------------|--|--|
| 3                               | 卸売業者が後付け装置取扱事業者認定を申請する場合、「店舗等」には営業所を列挙する必要がありますか。                | 「店舗等」は、後付け装置取扱事業者自体の店舗かどうかを問わず、後付け装置を販売及び取付けする事業者（整備業者など、取付けを実施し、お客様から補助金相当額を控除した代金を受け取る方）を列挙いただきます。<br>営業所が販売及び取付けを実施しない場合は、「店舗等」に列挙していただく必要はありません。取付け事業者のみ列挙してください。  |
| <b>Ⅲ. 申請書類の記入方法、認定までの所要期間など</b> |  |  |
| 1                               | 記入すべき「店舗等」について   | （上記Ⅱ. を参照）   |
| 2                               | 第1号様式別添「補助対象事業を実施する店舗等の一覧」について：<br>店舗等について法人番号を確認して記入する必要がありますか。 | 店舗等の一覧にご記入いただくのは、「後付け装置取扱事業者」の法人番号です。<br>したがって、各店舗等の行すべてに同じ内容（取扱事業者と法人番号）をご記入いただくことになります。<br>各店舗等の法人番号の確認は不要です。  |
| 3                               | 店舗等を追加する場合は、どのような手続きが必要ですか。                                      | (1) 後付け装置取扱事業者の認定後であれば、変更承認申請をしていただきます（第5様式）<br>※近々HPにアップします。<br>(2) 認定前であれば、差し替えであることが判る形で、エクセルファイルをe-mailにてご連絡の上、併せて、郵送してください。<br>追加する店舗等について、補助金交付の取付け店舗等として認定を受けるには、後付け装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有し（※）、その旨を後付け装置製造業者（例：データシステム、サン自動車）から国交省に申請し、承認・登録されている必要があります。<br>これを満たしているかどうかは、各製造事業者にご確認ください。<br>※交付規程3条9号イ参照 |
| 4                               | 店舗が特にありません（1拠点のみ）。   | 「店舗等」には、取付けをされる事業者または拠点をご記入ください。<br>取扱事業者と同一ならばそのとおりにご記入いただければ結構です。<br>(例)<br>・取扱事業者：「〇〇モータース」<br>・店舗等：「〇〇モータース」   |

| 項目 | 問   | 回答  |
|----|---|---|
|    |   | <p>「〇〇モータース本店」</p> <p>※「本店」「本社」のみの記述でなく、名称が特定できるように記述してください。</p>  |
| 5  | <p>補助金の振込先を複数指定することはできますか。(例：自動車メーカーの販売会社で、店舗毎に口座がある場合)</p> | <p>補助金の振込先は、後付け装置取扱事業者にご申請いただいた一口座のみとなります。</p>  |
| 6  | <p>認定申請書を提出しましたが、認定までどのくらい時間がかかりますか。</p>                    | <p>申請書の到着後2週間を目安としますが、申請の集中状況や審査状況により時間は前後します。</p> <p>認定が決定した際はHPに公表するとともに、すみやかに決定通知を発送します。</p> <p>不決定の場合も、確定後すみやかに不決定通知を発送します。</p> |
| 7  | <p>認定申請書を提出しましたが、いつから補助金の対象となる取付けができるようになりますか。</p>          | <p>決定通知に記載する日付以降の取付け完了分から補助金交付の対象としています。</p> <p>また、認定を決定した際にはセンターHPにおいて公表し、すみやかに決定通知を発送します。</p>                                     |